

那覇市公報

第 1 7 4 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇告 示◇

○建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について (建築指導課)	953
○市道の路線認定及び廃止に関する告示 (道路管理課)	955
○地籍調査の実施について (地籍調査課)	958
○令和元年度那覇市一般会計補正予算 (第 2 号) (財政課)	959
○令和元年度那覇市一般会計補正予算 (第 3 号) (財政課)	961

◇公 告◇

○那覇市壺屋児童館指定管理者募集について (こども政策課)	963
○災害用備蓄品 (資機材) 及び災害用備蓄品 (食糧品) の購入 (沖縄観光防災力強化支援事業) に係る制限付一般競争入札の実施について (法制契約課)	964
○個人情報業務届出書の公表について (市民生活安全課)	976
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について (市民生活安全課)	982
○一の敷地とみなすこと等の認定の取消しについて (建築指導課)	985
○一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について (建築指導課)	985

◇消防局訓令◇

○那覇市消防吏員手帳取扱規程	986
----------------	-----

◇上下水道局告示◇

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 991
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 991

◇選挙管理委員会告示◇

- 投票管理者及び職務代理者の氏名等の変更について…………… 992

告 示

那覇市告示第 128 号

令和元年 7 月 2 日

掲 示 済

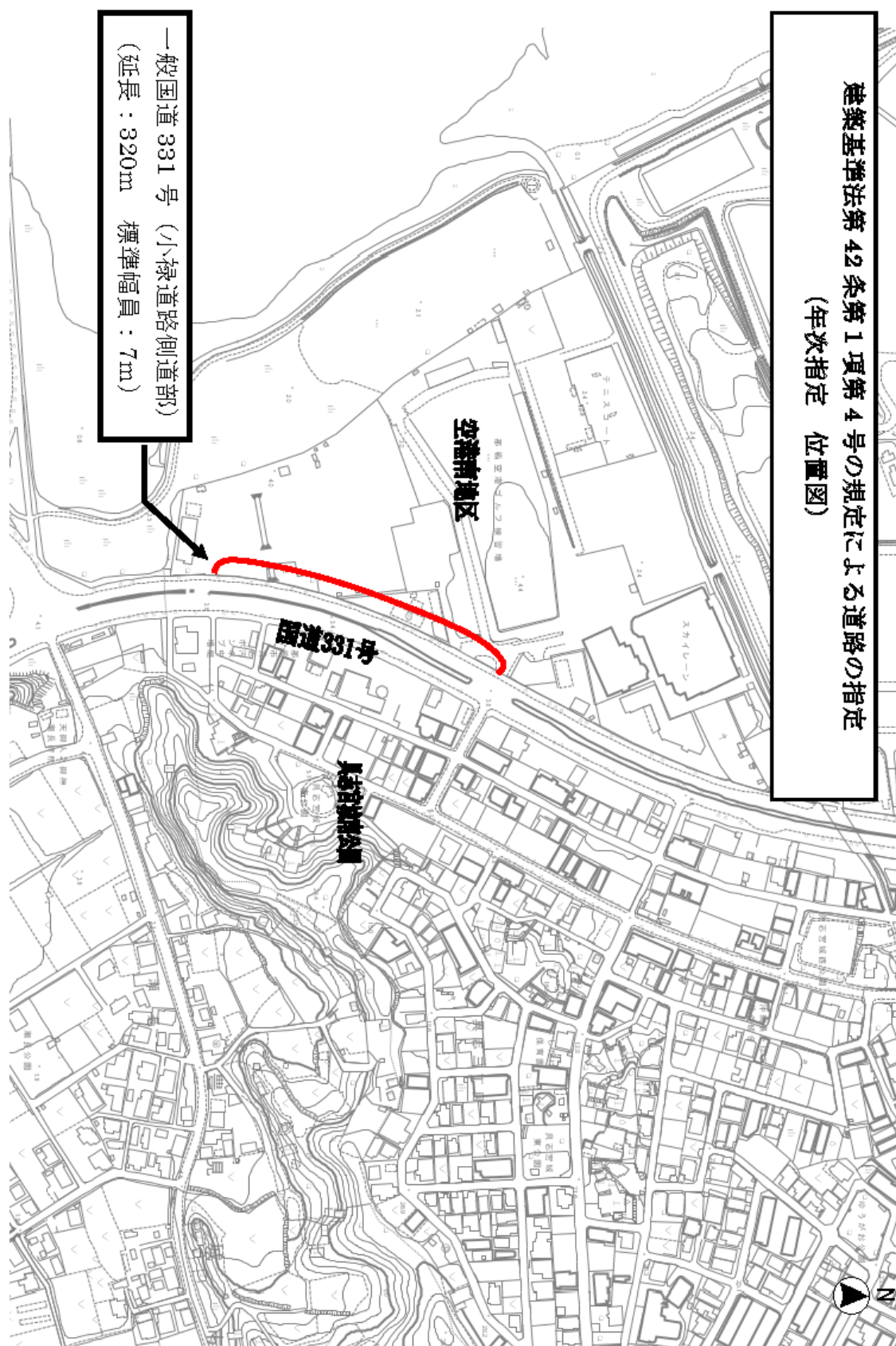
建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定道路の種類：第 42 条第 1 項第 4 号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日：令和元年 7 月 2 日
- 3 指定道路の位置：別図参照
- 4 指定道路の延長及び幅員：
一般国道 331 号（小禄道路側道部）延長 320m、標準幅員 7 m



那覇市告示第 130 号
令和元年 7 月 5 日
掲 示 済

市道の路線認定及び廃止に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条及び第 10 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道の路線を次のように認定及び廃止する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

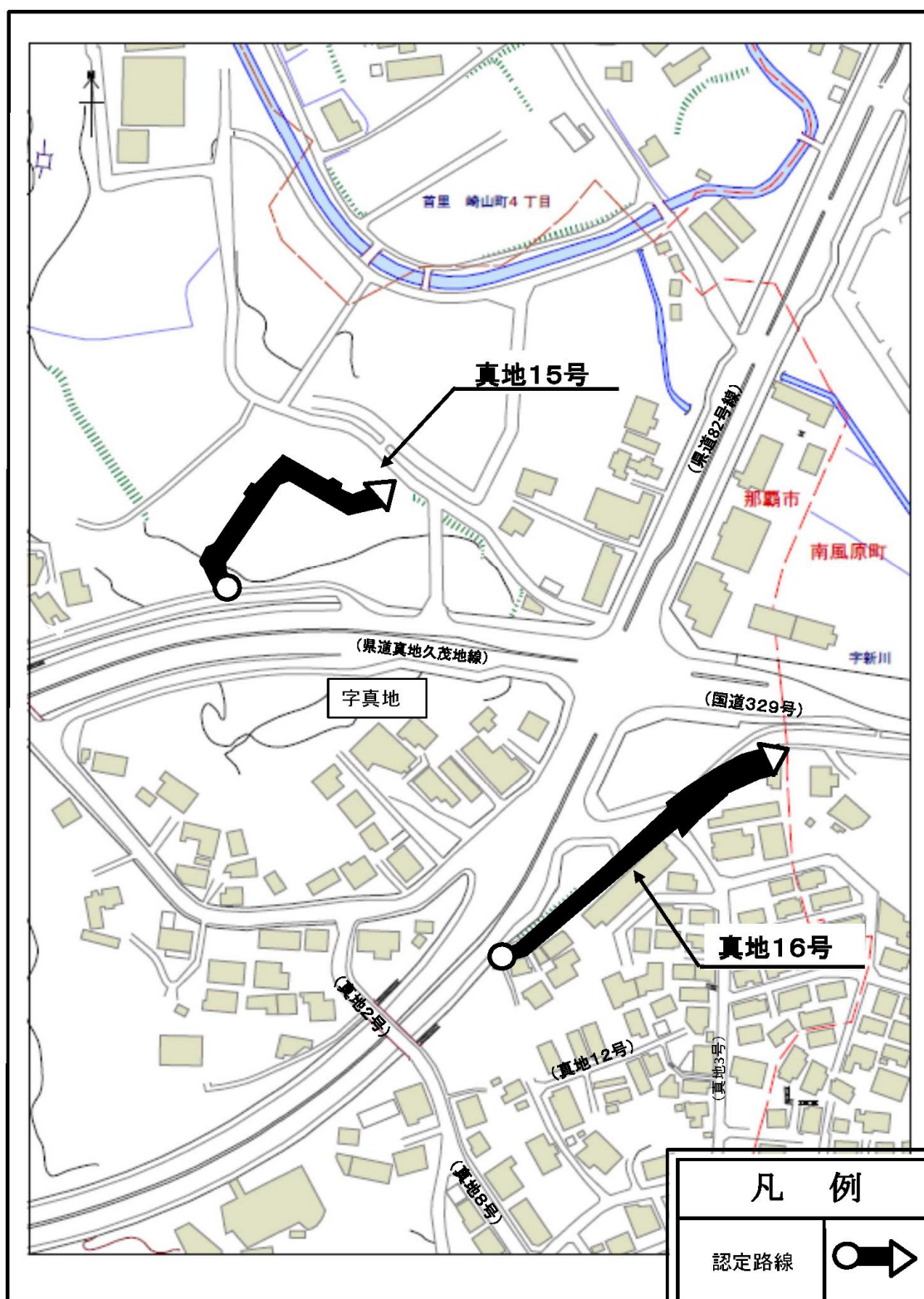
1. 認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
2383	真地15号	字真地140番12～字真地147番 3	
2384	真地16号	字真地185番 7 ～字真地177番 1	

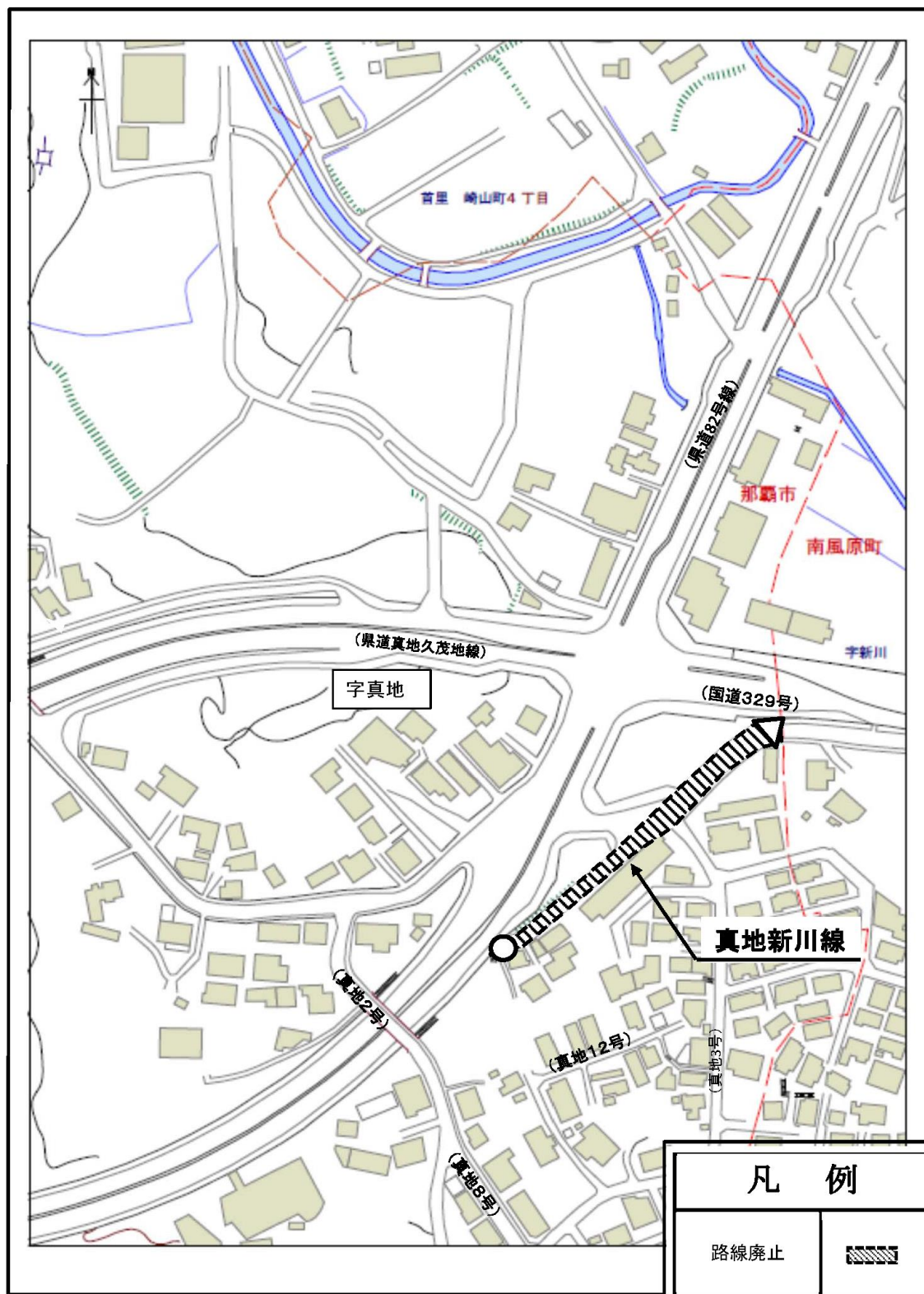
2. 廃止する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
48	真地新川線	字真地185番 7 ～字真地177番 1	

市道の路線認定位置図(参考図①)



市道の路線廃止位置図(参考図②)



那覇市告示第 134 号
令和元年 7 月 12 日
掲 示 済

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり地籍調査を実施する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 事業計画が告示された年月日 | 令和元年 6 月 28 日 |
| 2 | 調査を実施する者の名称 | 那覇市 |
| 3 | 調 査 地 域 | 那覇市
(識名 1 丁目、長田 1 丁目及び字寄宮、
曙 1 丁目、曙 2 丁目、港町 1 丁目及び港町
2 丁目、港町 1 丁目の一部並びに曙 3 丁目、
港町 2 丁目の一部及び港町 3 丁目) |
| 4 | 調 査 期 間 | 令和元年 7 月 12 日から
令和 2 年 3 月 31 日まで |

那覇市告示第 163 号

令和元年 8 月 1 日

令和元年(2019 年) 6 月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)

令和元年度那覇市の一般会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 160,250 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 147,166,601 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出		41,578,607	106,843	41,685,450
金	2 国庫補助金	7,752,993	106,843	7,859,836
16 県支出金		17,237,960	34,456	17,272,416
	2 県補助金	8,469,430	34,456	8,503,886

17 財産収入		553, 373	63, 617	616, 990
	1 財産運用収入	365, 278	63, 617	428, 895
19 繰入金		4, 837, 876	△29, 016	4, 808, 860
	2 基金繰入金	4, 837, 871	△29, 016	4, 808, 855
21 諸収入		1, 397, 249	1, 350	1, 398, 599
	4 受託事業収入	40, 515	350	40, 865
	5 雑入	989, 784	1, 000	990, 784
22 市債		10, 357, 100	△17, 000	10, 340, 100
	1 市債	10, 357, 100	△17, 000	10, 340, 100
歳 入 合 計		147, 006, 351	160, 250	147, 166, 601

歳 出

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		13, 270, 298	5, 307	13, 275, 605
	1 総務管理費	11, 025, 895	5, 307	11, 031, 202
3 民生費		79, 104, 514	6, 227	79, 110, 741
	2 児童福祉費	29, 592, 052	6, 227	29, 598, 279
7 商工費		1, 889, 795	43, 319	1, 933, 114
	1 商工費	1, 889, 795	43, 319	1, 933, 114
9 消防費		3, 042, 775	105, 047	3, 147, 822
	1 消防費	3, 042, 775	105, 047	3, 147, 822
10 教育費		13, 850, 158	350	13, 850, 508
	1 教育総務費	1, 652, 997	350	1, 653, 347
歳 出 合 計		147, 603, 648	147, 006, 351	147, 166, 601

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位: 千円)

事 項	期 間	限 度 額
那覇市立保育所給食調理業務委託 (与儀保育所) (こども教育保育 課)	令和 2 年度から令和 6 年度まで	107, 831

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期間	限度額	期間	限度額
第一牧志公設市場再整備事業（新市場建設工事）（なはまち振興課）	令和2年度から令和3年度まで	2,684,000	令和2年度から令和3年度まで	2,714,600

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
11 公設市場再整備事業	56,800	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年 5 % 以 内 (た だ し、利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 資 金 に つ い て、利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、当 該 見 直 し 後 の 利 率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	39,800	補正前に同じ		

那覇市告示第 164 号

令和元年 8 月 1 日

令和元年(2019年)6月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市一般会計補正予算(第3号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市一般会計補正予算(第3号)

令和元年度那覇市の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 51,097 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 147,217,698 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出		41,685,450	51,097	41,736,547
金	2 国庫補助金	7,859,836	51,097	7,910,933
歳 入 合 計		147,166,601	51,097	147,217,698

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		1,933,114	51,097	1,984,211
	1 商工費	1,933,114	51,097	1,984,211
歳 出 合 計		147,166,601	51,097	147,217,698

公 告

那覇市公告第 189 号

令和元年 7 月 8 日

掲 示 済

那覇市壺屋児童館指定管理者募集について

令和 2 年 4 月 1 日からの那覇市壺屋児童館の管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び所在地

(1)名称 那覇市壺屋児童館

(2)位置 那覇市壺屋 1 丁目 5 番 13 号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市児童館及び児童遊園条例第 16 条に定めるもののほか、那覇市壺屋児童館指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)のとおり。

3 指定の予定期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで (5 年間)

4 応募資格

応募者は、指定期間中、児童館の管理を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体であって、次の要件に該当するものとします。

(1) 沖縄県内に登記簿上の本店又は主たる事業所等を有している法人、又はその他の団体で事務所を県内に有するもの。

(2) 国税及び地方税の滞納が無いこと。

(3) 複数の法人その他の団体で構成されるグループで応募する場合は、グループの名称を設定し、代表者を選定すること。なお、すべての構成員は、沖縄県内に登記簿上の本店又は主たる事業所等を有する法人、又はその他の団体で県内に事務所を有するものであること。基本協定書の締結は、代表者を中心に行うこととなりますが、他の構成員も提案した事業計画の実施に連帯して責任を負うこと (当該グループの法人その他の団体は、別のグループでの重複又は単独で応募することはできません)。

5 欠格事項

次のいずれかに該当する団体(グループ応募する団体の場合には、代表者のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合)は、応募を行うことができません。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む)の規定により、那覇市における一般競争入札等の参加を制限されている団体

- (2) 那覇市から指名停止措置を受けている団体
 - (3) 国税及び地方税を滞納している団体
 - (4) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の団体
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
 - (6) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
 - (7) 那覇市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去 1 年以内に、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた法人等
- 6 申請の方法
那覇市壺屋児童館指定管理募集要項のとおり。
- 7 募集要項等の配布
(1) 配布期間 令和元年 7 月 5 日(金)～9 月 4 日(水)まで
原則、那覇市の公式ホームページからのダウンロードとします。
- 8 説明会の開催
業務内容、応募方法、提出書類等について説明会を開催します。
(1) 開催日時 令和元年 7 月 12 日(金)
(2) 開催場所 壺屋児童館
- 9 お問い合わせ先
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 3 階
こどもみらい部 こども政策課 (前津、親川)
電話：098-861-2110(直通) F A X：098-917-0106
-

那覇市公告第 216 号

令和元年 7 月 18 日

掲 示 済

災害用備蓄品（資機材）及び災害用備蓄品（食糧品）の購入（沖縄観光防災力強化支援事業）に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項(2件)

- (1) 件 名 ①災害用備蓄品(資機材)の購入
②災害用備蓄品(食糧品)の購入
- (2) 数 量 別表1のとおり
- (3) 納入場所 別表2のとおり
- (4) 仕 様 入札説明会にて配布致します。
(説明会に参加できない場合は、下記連絡先 防災危機管理課
までお問い合わせください。)
- (5) 納入期限 令和2(2020)年1月31日(金)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱第6条第1項の名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があつた後2年を経過していること。
- (4) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であつては、それらの資格等を有していること。
- (5) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
- ア 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- イ 暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。
- ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 本市において指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第2号の欧州連合の供給者については、上記(1)にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

上記(1)に係る名簿に登録がない欧州連合の供給者が、那覇市物品購入等入札参加資格審査申請を行う場合は、次のア～ウの方法によること。

ア 申請書配布及び受付期間：

令和元(2019)年7月18日(木)～令和元(2019)年7月31日(水)

イ 申請書配布方法：当市ホームページからダウンロード

※法制契約課窓口でも受け取ることができます。

ウ 詳細については、別添「災害用備蓄品(資機材)(食糧品)競争入札参加資格審査申請要領」に従って申請してください。

3 契約条項を示す場所 那覇市総務部法制契約課

4 入札申込方法

- (1) 申込期限 令和元(2019)年7月31日(水)午後3時

- (2) 申込先 那覇市法制契約課 物品契約グループ
 別紙①入札申込書を直接持参するかFAX で申込下さい。
 ※様式については、那覇市ホームページよりダウンロードして下さい。
 ※FAX で申込する場合は、送信後、法制契約課までお電話ください。
 ※FAX で申込する場合は、後日、原本を法制契約課まで提出してください。

5 入札説明会日時・場所

	①災害用備蓄品（資機材）	②災害用備蓄品（食糧品）
日時	令和元(2019)年8月1日（木） 午後1時30分	令和元(2019)年8月1日(木) 午後2時30分
場所	那覇市役所本庁舎5階 501 会議室 (沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号)	

6 入札執行の日時など

(1) 入札の日時・場所・方法

	①災害用備蓄品（資機材）	②災害用備蓄品（食糧品）
日時	令和元(2019)年8月8日（木） 午後1時30分	令和元(2019)年8月8日(木) 午後2時30分
場所	那覇市役所本庁舎5階 501 会議室 (沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号)	
方法	直接投函（郵送による入札は不可）	

(2) 入札時提出書類

ア 入札書（本市様式）

イ 代理人が入札する場合にあつては委任状（本市様式）

※様式については、那覇市ホームページよりダウンロードしてください。

- (3) 本案件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の同意の決議を要するため、落札決定後は落札者と物品購入仮契約を締結し、議会の同意の議決の日をもって本契約に切り替わるものとします。

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。

8 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札

- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札 (2 回目・3 回目の入札) の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が 2 者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

10 質問の方法・回答

(1) 質問の方法

別紙②質疑書に質問内容を記載し、下記防災危機管理課に FAX にて提出してください。

※様式については、那覇市ホームページよりダウンロードしてください。

※FAX 送信後、防災危機管理課までご連絡ください。

(2) 質問期限

令和元(2019)年 8 月 5 日 (月) 午後 3 時

(3) 質問に対する回答

令和元(2019)年 8 月 6 日 (火) 午後 5 時までに入札申込者全員へ FAX にて回答致します。

11 お問合せ先

(1) 入札方法に関する事項

那覇市 総務部 法制契約課 物品契約グループ

電話 098-951-3253 F A X 098-894-8974

(2) 仕様に関する事項

那覇市 総務部 防災危機管理課

電話 098-861-1102 F A X 098-862-0614

別表1

①災害用備蓄品(資機材)

NO	品 目	納入先	数量	規格
1	毛布 数量(5,182枚)	① 那覇 空港ビ ルデ ィン グ	1,410枚	・毛布サイズ1400×2000mm以上で防災タイプあること。 ・不織布であること。 ・真空アルミバック包装で10年保存可能であること。 ・(公財) 日本防災協会認定品であること。
		② 那覇市 緑化セ ンター	1,572枚	
		③ 避難所	2,200枚	
2	インバータ カセットガス エンジン発電機一式 数量(11式)	① 那覇 空港ビ ルデ ィン グ	6式	【セット内容】①発電機1台②ガスボンベ24本を1式セットとする。 ①発電機 ・本体サイズ約W400×D330×H390mm程度、重量約21kg程度であること。 ・交流定格出力0.85kVA(850VA)以上であること。 ・カセットボンベ2本で1時間程度連続運転可能であること。 ・納品後1年以内に、使用者・管理者に起因しない動作不良が発生した場合は、メーカーの保証が受けれること。 ②カセットガス ・カセットボンベ(LPGブタンガス)で1缶当たり250g入りであること。 ・カセットボンベはJIA(一般財団法人日本ガス機器検査協会)認証マークの入ったものであること
		③ 避難所	5式	
3	災害用トイレ 自動ラップ式 トイレ一式 数量(52式)	① 那覇 空港ビ ルデ ィン グ	2式	【セット内容】①自動ラップ式トイレ本体②専用リチウムイオンバッテリー③消耗品50回分セット④手すり⑤トイレ用テント 各1ずつを1式とする。 ①トイレ本体 ・排泄物を自動で熱圧着によりラップし、臭い及び菌を閉じ込める構造とする。 ・電源はAC100、シガーソケットの他、専用バッテリーによって停電時でも場所を選ばず使用できること。 ・寸法：W390×D460×H400mm(使用時)以内、重量は12kg以下とする。 ・耐荷重は約150kg程度あること。 ・手元スイッチ(省電力モード付)により自動でラップを開始し、音声案内により作動状態がわかること。 ・納入より5年間のメーカー保証が付いていること。 ②専用リチウムイオンバッテリー ・充電時間は4時間程度とし、1充電当たり使用回数は約70回(連続使用時)とする。 ・その他：出力電圧DC12V、LED5段階残量表示、USB出力端子(DC5V Max2000mA) ③消耗品50回分セット ・内容：専用凝固剤50袋、フィルムロール50回分、ウェットティッシュ1パック(100枚入)とする。 ・使用フィルムは、特殊構造(BOS)で、約4週間程度の臭気漏れ・細菌の遮断効果を確認できる構造であること。 ④手すり ・ラップ式トイレ専用に設計された手すり・肘掛・背もたれ機能を持った構造であること。 ⑤トイレ用テント ・使用時サイズ：W1100×D1100×H1860mm以上で、重量は約2.1kg以内とする。 ・遮光コーティング、メッシュ付窓、ペーパーホルダー等のトイレ用テントの機能を備えていること。 ・雨風対策を施し、入口部はバリアフリーであること。 ・屋外での使用も可能であること。 ・ピン、張綱、ハンマー、表示札、ペーパーホルダー、収納袋が付属していること。
		② 那覇市 緑化セ ンター	6式	
		③ 避難所	44式	

NO	品 目	納入先	数量	規格	
4	災害用トイレ 自動ラップ式トイレ 車イス用一式 数量(26式)	① 那覇 空港ビ ルディ ング	1式	【セット内容】①自動ラップ式トイレ本体②専用リチウムイオンバッテ リー③消耗品50回分セット④手すり⑤車イス用テント 各1ずつを1式と する。 ①～④の規格は、上記3と同様。 ⑤車イス用テント ・使用時サイズ：W2600×D1850×H2070程度とする。 ・遮光コーティング、メッシュ付窓、ペーパーホルダー等のトイレ用テン トの機能を備えていること。 ・ペグ・ロープ、簡易スチールハンマー、 予備ペーパー用ネット、パイ プ収納袋、テント地収納袋 が付属していること。	
		② 那覇市 緑化セ ンター	3式		
		③ 避難所	22式		
5	簡易トイレ 袋式（100回用） 数量(810個)	① 那覇 空港ビ ルディ ング	240個	・ 内容物：10枚重ね便袋×10セット、凝固剤（抗菌・消臭性）×100個、 回収袋10枚、取扱説明書ポスター（テープ付）×10枚 ・ 便袋は、ミシン目入りの10枚重ねで1度に10回分をセットできるものと する。 ・ 便袋は、効率的に処理できるよう三角形状で、色は中身の見えない黒色 とする。 ・ 使用期限は、製造日から10年以上のものとする。	
		② 那覇市 緑化セ ンター	350個		
		③ 避難所	220個		
6	タオル 数量(22,500枚)	① 那覇 空港ビ ルディ ング	6,000枚	・ 1枚サイズ：約58cm×23cm以上とする。 ・ 1枚ずつ個包装されているものとする。 ・ パラベンフリー、ノンアルコール、無香料であること。	
		② 那覇市 緑化セ ンター	5,500枚		
		③ 避難所	11,000枚		
7	紙おむつ（乳幼児用） 数量（69パック）	① 那覇 空港ビ ルディ ング	M	9ハヅク	・ 乳児用男女兼用タイプとする。 ・ サイズ及び数量は次のとおりとする。 M（84枚）・・・30パック L（58枚）・・・39パック
			L	11ハヅク	
		② 那覇市 緑化セ ンター	M	21ハヅク	
			L	28ハヅク	
8	紙おむつ（大人用） 数量（315パック）	① 那覇 空港ビ ルディ ング	S-M	34ハヅク	・ 大人用男女兼用タイプとする。 ・ サイズ及び数量は次のとおりとする。 S-M（26枚）・・・118パック M-L（34枚）・・・94パック L-LL（30枚）・・・103パック
			M-L	27ハヅク	
			L-LL	29ハヅク	
		② 那覇市 緑化セ ンター	S-M	84ハヅク	
			M-L	67ハヅク	
			L-LL	74ハヅク	

NO	品 目	納入先	数量	規格	
9	生理用品（ナプキン） 数量（832パック）	① 那覇 空港ビル ディング	224ﾊﾟｯｸ	・30cm、羽つきで全面通気性シートであること。 ・1パック15枚入以上であること。	
		② 那覇市 緑化セ ンター	608ﾊﾟｯｸ		
10	ウェットティッシュ 数量(5,100パック)	① 那覇 空港ビル ディング	1,400ﾊﾟｯｸ	・ペーパーサイズ200×200mm×10枚入/1パックとする。 ・材質は、レーヨン・ポリエステル不織布とする。 ・ノンアルコール、無香料であること。 ・保存期間がおおよそ5年間あること。	
		② 那覇市 緑化セ ンター	1,500ﾊﾟｯｸ		
		③ 避難所	2,200ﾊﾟｯｸ		
11	歯ブラシセット 数量(46,550セット)	① 那覇 空港ビル ディング	12,600セット	・ハブラシと歯みがき粉チューブがセットになっていること。 ・1セットごとに個包装であること。	
		② 那覇市 緑化セ ンター	26,250セット		
		③ 避難所	7,700セット		
12	弾性ストッキング 数量（1,094足）	① 那覇 空港ビル ディング	SS	60足	・血栓（血のかたまり）の発生を軽減する効果があること。 ・オープントゥタイプ（つま先開放型）で、蒸れ・滑りにくい構造になっていること。 ・男女兼用でサイズはSS・S・M・L・LLの5サイズをそれぞれ均等数とする。ただし、那覇市緑化センター分については、SS(158足)・S(158足)・M(160足)・L(160)・LL(158足)とする。 ・一般医療機器であること。 ・使用期限が製造日より5年程度あるものとする。
			S	60足	
			M	60足	
			L	60足	
			LL	60足	
		② 那覇市 緑化セ ンター	SS	158足	
			S	158足	
			M	160足	
			L	160足	
			LL	158足	
13	非常用多言語拡声装置 数量(9台)	① 那覇 空港ビル ディング	3台	・出力：定格10W・最大20W以上であること。 ・動力は、単2形電池6本とする。 ・約8時間以上作動すること。 ・登録されている定型文は日本語、英語、中国語（北京語）、韓国語の肉声アナウンスであること。 ・登録されている定型文から、常用する10文章以上を任意で選択し、別カテゴリに登録できる機能が付いていること。 ・タッチパネル部は、市販の軍手や手袋を装着した状態でも操作可能であること。 ・ネットワークや他の機能に接続しないで単独に動作すること。 ・本体の拡声装置に加え、バッテリーアダプター（3個）、肩掛け用ベルト、単2形電池6本が付属していること。 ・納品後1年以内に、使用者・管理者に起因しない動作不良が発生した場合は、メーカーの保証が受られること。	
		② 那覇市 緑化セ ンター	6台		

別表 1

②災害用備蓄品(食糧品)

NO	品 目	納入先	数量	規格
1	備蓄飲料水 (10年保存水) 数量 (93,240本)	① 那覇 空港ビ ルディ ング	25,368本	・賞味期限が10年以上あること。 ・形状、容量は500ミリリットル耐熱ペットボトルとする。 ・保存剤・殺菌剤等を使用していないこと。 ・気密性容器に密封し、加圧加熱殺菌した物であり、屋内で常温保管しても品質に異常のないこと。 ・外箱・ペットボトルラベルに賞味期限の記載があること ・使用する材料等は、全般にわたって十分検査が実施されたものであること。 ・キズ割れ、ひび、汚れ等がないこと。
		② 那覇市 緑化セ ンター	15,072本	
		③ 避難所	52,800本	
2	主食 (7年レトルト食品) 数量 (46,550食)	① 那覇 空港ビ ルディ ング	12,650食	・賞味期限が7年以上あること。 ・保存剤・殺菌剤等を使用していないこと。 ・気密性容器に密封し、加圧加熱殺菌した物であり、屋内で常温保管しても品質に異常のないこと。 ・食品衛生法による食物アレルギー原因物質となる特定原材料等27品目と貝類不使用製品であること。 ・製品は、日本アジアハラル認証取得した製品であること。 ・内容量 1 袋約 230 g 以上のものであること。 ・パン・麺類を除くものとする。 ・加水・加熱が不要な製品であること。 ・味は 4 種類としそれぞれ均等数に近いものとする。(白飯・おかゆは不可) ・スプーン付のものとする。 ・使用する材料等は、全般にわたって十分検査が実施されたものであること。 ・キズ割れ、ひび、汚れ等がないこと。
		② 那覇市 緑化セ ンター	900食	
		③ 避難所	33,000食	
3	カレー 数量 (46,620食)	① 那覇 空港ビ ルディ ング	12,690食	・賞味期限が 5 年以上あること。 ・保存剤・殺菌剤等を使用していないこと。 ・食品衛生法による食物アレルギー原因物質となる特定原材料等27品目を不使用製品であること ・内容量は 1 袋約200g以上であること。 ・気密性容器に密封し、加圧加熱殺菌した物であり、屋内で常温保管しても品質に異常のないこと。 ・使用する材料等は、全般にわたって十分検査が実施されたものであること。 ・キズ割れ、ひび、汚れ等がないこと。
		② 那覇市 緑化セ ンター	14,130食	
		③ 避難所	19,800食	
4	レトルトパン 数量(23,250食)	① 那覇 空港ビ ルディ ング	6,300食	・賞味期限が7年以上あること。 ・保存剤・殺菌剤等を使用していないこと。 ・内容量は 1 袋約100g以上であること。 ・気密性容器に密封し、加圧加熱殺菌した物であり、屋内で常温保管しても品質に異常のないこと。 ・味の種類は3種類としそれぞれ均等数に近いものとする。 ・使用する材料等は、全般にわたって十分検査が実施されたものであること。 ・キズ割れ、ひび、汚れ等がないこと。
		② 那覇市 緑化セ ンター	5,950食	
		③ 避難所	11,000食	

NO	品 目	納入先	数量	規格
5	経口補水パウダー 500ml用 数量(600袋)	① 那覇 空港ビ ルディ ング	200袋	- 賞味期限は、納入した日より4年半以上とする。 - 内容量は1袋当り15gで、500mlの水に溶かして飲用できるものとする。 - 消費者庁から許可された特別用途食品個別評価型病者用食品であること。 - 感染性腸炎、下痢・発熱・嘔吐、経口摂取不足、脱水症状などに適していること。
		② 那覇市 緑化セ ンター	400袋	
6	液体ミルク 数量(792缶)	① 那覇 空港ビ ルディ ング	216缶	- 賞味期限は製造日より1年であること。 - 哺乳ビンに注ぐだけの液体タイプミルクであること。 - 内容量が1缶240mlであること。
		② 那覇市 緑化セ ンター	576缶	
7	粉ミルク 数量(154缶)	① 那覇 空港ビ ルディ ング	50缶	- 賞味期限は製造日より1.5年であること。 - ミルクアレルギー対応粉ミルクであること。 - 内容量が1缶800g以上であること。
		② 那覇市 緑化セ ンター	104缶	

別表2

納品場所一覧

No	施設名	所在地	備考 (電話・FAX)
備蓄倉庫等			
①	那覇空港ビルディング	那覇市字鏡水150番地	電話：840-1171（施設課）
②	那覇市緑化センター	那覇市おもろまち3-2-1	電話：862-1947
③避難所			
1	安謝小学校	那覇市安謝2-15-28	電 話：917-3301 F A X：917-3341
2	安岡中学校	那覇市銘苅3-10-26	電 話：917-3401 F A X：917-3421
3	那覇市IT創造館	那覇市銘苅2-3-6	電 話：941-7000 F A X：941-7013
4	なは市民協働プラザ	那覇市銘苅2-3-1	電 話：861-3846 F A X：861-3126
5	那覇国際高校（体育館）	那覇市天久1-29-1	電 話：860-5931 F A X：860-3810
6	銘苅小学校	那覇市銘苅2-3-20	電 話：917-3336 F A X：917-3376
7	天久小学校	那覇市天久1-4-1	電 話：917-3337 F A X：917-3377
8	泊小学校	那覇市泊2-23-9	電 話：917-3307 F A X：917-3347
9	壺屋小学校	那覇市牧志3-14-12	電 話：917-3311 F A X：917-3351
10	神原小学校	那覇市樋川2-7-1	電 話：917-3315 F A X：917-3355
11	神原中学校	那覇市樋川2-8-1	電 話：917-3407 F A X：917-3427
12	城岳小学校	那覇市楚辺2-1-1	電 話：917-3318 F A X：917-3358
13	開南小学校	那覇市泉崎1-1-6	電 話：917-3320 F A X：917-3360
14	那覇高校（体育館）	那覇市松尾1-21-44	電 話：867-1623 F A X：866-7753
15	天妃小学校	那覇市久米1-3-2	電 話：917-3319 F A X：917-3359
16	那覇商業高校（体育館）	那覇市松山1-16-1	電 話：866-6555 F A X：868-3657
17	上山中学校	那覇市久米1-3-1	電 話：917-3406 F A X：917-3426
18	曙小学校	那覇市曙2-18-1	電 話：917-3332 F A X：917-3372
19	那覇小学校	那覇市前島1-7-1	電 話：917-3339 F A X：917-3353
20	若狭小学校	那覇市若狭2-16-1	電 話：917-3312 F A X：917-3352
21	那覇中学校	那覇市松山2-24-1	電 話：917-3405 F A X：917-3425
22	鏡原中学校	那覇市鏡原町36-1	電 話：917-3413 F A X：917-3433

別紙①

入札参加申込書

令和元(2019)年 月 日

件名：災害用備蓄品(資機材及び食糧費)の購入

参加する件名に○をつけて く だ さ い 。	① 災害用備蓄品 (資機材)		② 災害用備蓄品 (食糧品)	
商 号				
代 表 者 役 職 名				
代 表 者 名	印			
住 所	〒			
電 話 番 号		F A X 番 号		
入 札 説 明 会	参 加 ・ 不 参 加			
担 当 者 名				

※ ①②の両方の案件に参加する場合は、両方に○をつけてください。

※FAXで申込する場合は、必ず送信後、那覇市総務部法制契約課までお電話ください。

※FAXで申込する場合は、説明会か入札時に必ず原本を提出してください。

お問い合わせ先

那覇市総務部法制契約課 物品契約グループ

TEL 098-951-3253 FAX 098-894-8974

担当：荒木・池原

別紙②

質 疑 書

件名： 災害用備蓄品（資機材・食糧品）購入

質問受付期限：令和元年 8 月 5 日（月）午後 3 時（時間厳守）

	質 問 内 容（詳しく簡潔に記入お願いします）
1	
2	
3	
4	
5	

※ 2つの案件それぞれに対し質問がある場合は、質疑書を分けて作成してください。

※ どの案件に対する質問か分かるように、上記件名カッコ内（資機材・食料品）のどちらかに
○を付けてください。

お問い合わせ先

那覇市総務部 防災危機管理課

TEL：098-861-1102 FAX：098-862-0614

那覇市公告第 219 号
令和元年 7 月 22 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和元年 7 月 17 日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	こどもみらい部こども教育保育課 電話 858-5206		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成31年 4 月 1 日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	那覇市こども発達支援センター業務 平成31年 4 月 1 日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	課名変更のため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	こどもみらい課	こども教育保育課	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月 18日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	経済観光部 観光課			電話 862-3276 内線2287
個人情報管理責任者	観光課長			
業 務 の 名 称	観光入込統計調査事業			
業 務 の 目 的	日本人観光客を対象に那覇市の観光についてのアンケート調査を行い、本市観光の現状及び実態把握をし、今後の観光振興の発展に貢献するため、観光統計資料として作成するもの。			
個人情報の対象者	那覇空港から県外へ出域する日本人客で、那覇市内に1泊以上宿泊した者。			
業務の開始年月日	平成28年 7 月 25日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☒ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☒ 定期(7 月～ 3 月) ☐ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☒ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	遑つての提出の理由：届出が必要との認識がなかったため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月 2 日

那覇市長様

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	都市みらい部 道路管理課			電話098 - 951 - 3237
個人情報管理責任者	道路管理課長			
業 務 の 名 称	道路美化活動業務			
業 務 の 目 的	道路ボランティア、グリーン・ロード・サポーター活動団体支援。違反簡易広告物除却活動団体支援。			
個人情報の対象者	道路ボランティア、グリーン・ロード・サポーター活動団体構成員。違反簡易広告物除却活動団体構成員。			
業務の開始年月日	平成17年 4 月 1 日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届け出が必要だと認識しておらず事後届出になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止 変更)届出書

令和元年 7 月 12 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	特定健診課 電話 098-862-0564		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	令和元年 8 月 1 日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	特定健診業務 平成20年 4 月 1 日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	業務目的の整理、部名変更のため再届出		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	国民健康保険加入者を対象とした特定健診等の保健事業	国保加入者等を対象とした、特定健診、保健指導、重症化予防、重複受診指導等の保健事業を実施する。	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止 **変更**)届出書

令和元年 7 月12日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	特定健診課 電話 098-862-0564		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	令和元年 8 月 1 日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	未受診者戸別訪問委託事業 平成28年 7 月27日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	業務目的の整理のため再届出		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	【業務の名称】 未受診者戸別訪問委託事業 【業務の目的】 健康に関心な方へ生活習慣や健康の重要性に目を向けてもらうため、自治会及び民生委員、健康づくり推進員へ特定健診未受診者戸別訪問を委託し、特定健診受診案内をしていただく。また、業務従事に伴い傷害保険へ加入する。	【業務の名称】 特定健診等受診勧奨業務 【業務の目的】 国保特定健診等の受診率向上のため、健診をまだ受けていない被保険者へ、郵送、電話、戸別訪問等による受診勧奨を実施する。なお、委託も含む。	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 220 号

令和元年 7 月 22 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和元年 7 月 4 日

那覇市長 宛

上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	上下水道局 料金サービス課	目的外利用部課 又は提供先	上下水道局 企画経営課
業 務 の 名 称	令和元年度那覇市の水道・下水道に関するアンケート調査		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時 (調査票配布時)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内 容	水道利用者の住所及び氏名 3,900件(本庁地区1,312件、真和志地区1,292件、首里地区621件、小禄地区675件)		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (上下水道局の施策の方向性(計画策定)を決定する際の参考資料とするため) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は提供をする理由	那覇市の水道・下水道に関するアンケート調査における調査票を配布(郵送)するため		
届出担当部課	上下水道局 企画経営課 電話 941-7802		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和元年 7 月 9 日

那霸市長 様

那覇市消防局長 島袋 弘樹

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	那覇市消防局 救急課	目的外利用部課 又は提供先	株式会社 生保リサーチセンター
業 務 の 名 称	損害保険業務に関する事実確認		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ■提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	■令和元年7月9日より提供 □随 時()		
目的外利用又は 提供をする保有個人情報の内容	救急活動報告書（写）		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	■那覇市個人情報保護条例第9条第1項第4号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 () ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 （番号法第19条第 号に該当）		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	保有個人情報提供申請書及び同意書に基づき （本人死亡で息子が同意）		
届出担当部課	那覇市消防局 救急課 外線：867-1199		

那覇市公告第 244 号

令和元年 8 月 1 日

一の敷地とみなすこと等の認定の取消しについて

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の 5 第 2 項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しましたので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 認定取消番号
那覇市指令ま建指第66-R01認定005号
- 2 認定取消年月日
令和元年 8 月 1 日
- 3 対象区域の地名地番
那覇市宇栄原 4 丁目577、577-2、577-8、577-9、595、595-3、595-6、
595-9、595-10、595-11、813-6、813-7
字宇栄原吹切原869の一部、869-6、877
字宇栄原我半田原 813、813-4、825-2
字宇栄原久真安良原 595-8
- 4 取消しとなった認定の認定番号及び認定年月日
第H27認定通知那覇市00001号 平成27年 6 月16日

那覇市公告第 245 号

令和元年 8 月 1 日

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について

建築基準法第 86 条の 2 第 1 項の規定による一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定をしたので、同条第 6 項の規定により公告する。その対象区域、建築物の位置等の事項を表示した図書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 認定番号
那覇市指令ま建指第 66-R01 認定 006 号
- 2 認定年月日
令和元年 8 月 1 日
- 3 対象区域等の地名地番
那覇市宇栄原 4 丁目 577、577-2、577-8、577-9、595、595-3、595-6、
595-9、595-10、595-11、813-6、813-7
字宇栄原吹切原 869 の一部、869-6、877
字宇栄原我半田原 813、813-4、825-2
字宇栄原久真安良原 595-8
- 4 縦覧に供する場所
那覇市役所 都市計画部 建築指導課
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 9 階

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 8 号
令和元年 7 月 12 日
公 表 済

那覇市消防吏員手帳取扱規程を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 島 袋 弘 樹

那覇市消防吏員手帳取扱規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、那覇市消防吏員服制規則(1967年那覇市規則第19号)に定める消防手帳(以下「手帳」という。)の取扱いについて、必要な事項を定める。

（貸与）

第2条 手帳の貸与者は消防局長とし、那覇市消防吏員(以下「吏員」という。)の身分を有する者に貸与する。

（貸与台帳）

第3条 消防局長は、手帳を貸与し、又は返納を受理したときは、消防手帳貸与台帳(第1号様式)に必要な事項を記載し保管しなければならない。

（携行）

第4条 吏員は、手帳を常に携行しなければならない。ただし、火災その他の災害現場に出動する場合は、この限りではない。

（提示）

第5条 職務の執行に当たり、必要があると認めるときは、手帳を提示するものとする。

（取扱い）

第6条 手帳の取扱いについては、特に次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) いかなる理由があっても、他人に貸与又は譲渡し、若しくは使用させてはならない。
- (2) 改変してはならない。
- (3) 遺失、紛失、盗難又は損傷しないよう、常に注意しなければならない。

（更新）

第7条 那覇市消防吏員身分証明書は、貸与から5年ごとに更新する。

（再貸与）

第8条 手帳を遺失、紛失若しくは盗難により亡失し、又は損傷した場合は、遅滞なく消防手帳再貸与申請書(第2号様式)を消防局長に提出し、手帳の再貸与を受けなければならない。この場合において、損傷の場合については、新たに貸与される手帳を受け取る際に、損傷した手帳を消防局長へ提出するものとする。

（点検）

第9条 消防局長は、必要に応じて手帳を点検することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、消防局長は、消防司令補以上に手帳を点検させることができる。

（返納）

第10条 第2条の規定により手帳の貸与を受けた吏員が退職し、又は死亡したときは、遅滞なく消防局長に手帳を返納しなければならない。

（委任）

第11条 この訓令で定めるもののほか、必要な事項は消防局長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和元年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、現に貸与中の手帳については、この訓令の定めるところにより貸与されたものとみなす。
- 3 那覇市消防職員身分証明書規程（平成11年消防本部訓令第5号）は、廃止する。

第1号様式(第3条関係)

消防手帳貸与台帳

手帳番号 氏 名	貸与年月日 理 由	受領印	担当者印	返納年月日 理 由	担当者印
備 考					
備 考					
備 考					
備 考					
備 考					

※ 貸与理由は、新規又は再貸与を記入する。返納理由は、退職又は死亡を記入する。那覇市消防吏員身分証明書更新の場合は、台帳への記入は行わない。

※ 手帳の再貸与を行った場合は、新たに台帳へ記入し従前の記載は削除する。

第2号様式(第8条関係)

消防手帳再貸与申請書 年 月 日 那覇市消防局長 様 所 属 階 級 氏 名 印			
手帳番号		貸与年月日	
再貸与の理由			
所属長の意見			
備 考			

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 12 号

令 和 元 年 7 月 1 6 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 384 号
指定工事店名	モリ建設備
営業所所在地	沖縄県那覇市首里山川町 2 丁目 65 番地 8 102 号室
代表者氏名	西平 守芳
有効期間	自 平成 27 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日
異動年月日	令和元年 6 月 14 日
異動事由	営業所所在地の変更

那覇市上下水道局告示第 13 号

令 和 元 年 7 月 1 8 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 1 号に基づき、次のとおり新規があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 513 号
指定工事店名	有限会社伊敷工事社
営業所所在地	沖縄県糸満市西崎町三丁目 187 番地
代表者氏名	伊敷 繁夫
有効期間	自 令和元年 5 月 29 日 至 令和 6 年 3 月 31 日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 20 号

令和元年 7 月 12 日

掲 示 済

投票管理者及び職務代理者の氏名等の変更について

令和元年 7 月 21 日執行の第 25 回参議院議通常選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者として選任した者の住所を次のとおり変更する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 松 田 義 之

投票管理者

投票区	投票所	氏名
8	城西小学校	又吉 盛斗
26	安謝児童館	仲宗根 健
33	壺川老人センター	古堅 博己

職務代理

投票区	投票所	氏名
12	大道中央病院	郷 嵩昂
23	真和志庁舎	比嘉 拓
36	那覇中学校	玉城 絵里
40	小禄小学校	比嘉 悠人